

# 福利えいめ

第169号

令和6年11月発行

令和6年度にぎたつ会館教育活動支援企画

西条農業高等学校×にぎたつ会館

コラボランチ

令和6年9月・10月に、にぎたつ会館「レストランはなみずき」において、西条農業高等学校生活デザイン科の生徒さんが考案したレシピで作った「西農コラボランチ」の販売を行いました。



「西条産野菜を使った彩りランチ」



令和6年8月 試食会の様子

生徒さん考案のレシピを基に当館調理師が作成し、気づいたことや改善点を話し合いました。  
TV局・新聞社の取材を受けました。

高校生らしい自由な発想でアイデアあふれるランチは、多くのお客様に大変好評でした。  
新たなコラボ企画を検討中です。ご参加いただける学校・アイデアを募集しています。

## ・ C O N T E N T S ・

### 医療・年金グループからのお知らせ

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| 育児休業手当金及び介護休業手当金の<br>給付上限日額が変更されました | 1   |
| 「医療費のお知らせ」（医療費通知）について               | 1   |
| 在職中の年金の支給停止について                     | 1   |
| 高額な医療費が見込まれる場合の<br>手続きについて          | 2   |
| 被扶養者の認定と取消                          | 3～4 |

### 総務・健康グループからのお知らせ

|                    |   |
|--------------------|---|
| 8月に開催したセミナーのお知らせ   | 5 |
| 定期的に健康診断を受けましょう    | 6 |
| 「特定保健指導」の対象者となった方へ | 6 |

### 教職員厚生室からのお知らせ

|              |   |
|--------------|---|
| メンタルヘルスさくらさん | 6 |
|--------------|---|

### にぎたつ会館からのお知らせ

|              |   |
|--------------|---|
| にぎたつ会館からのご案内 | 7 |
|--------------|---|

ご家族の方もお読みください。



公立学校共済組合愛媛支部

TEL (089) 941-5393 FAX (089) 943-8090

〒790-8570 松山市一番町4丁目4番地の2  
支部HP <https://www.kouritu.or.jp/ehime/>



## 育児休業手当金及び介護休業手当金の 給付上限日額が変更されました

令和6年8月1日以後の期間について支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限日額が次の通り変更されました。



| 区 分                | 給付上限日額            |                   |
|--------------------|-------------------|-------------------|
|                    | 変更前 (令和6年7月休業分まで) | 変更後 (令和6年8月休業分から) |
| 育児休業手当金 (50%適用の場合) | 10,520円           | 10,697円           |
| 育児休業手当金 (67%適用の場合) | 14,097円           | 14,334円           |
| 介護休業手当金 (67%適用の場合) | 15,513円           | 15,778円           |

## 「医療費のお知らせ」(医療費通知)について

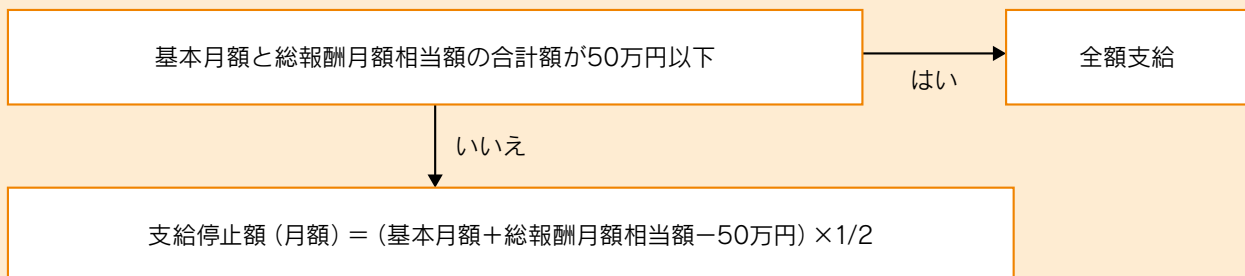
組合員及び被扶養者の皆さまに、医療費の額を具体的に理解していただき、健康管理に寄与するため、「医療費のお知らせ」(医療費通知)を令和7年2月上旬に発送する予定です。

発送先は例年どおり組合員の所属所宛としておりますが、発行が不要な方や、やむを得ず被扶養者の発送先を変更したい場合(単身赴任や育児等の休職中による変更は不可)は、申請書を送付いたしますので令和6年12月13日(金)までに医療・年金グループ(089-941-5393)までご連絡ください。(毎年申出が必要となります)

## 在職中の年金の支給停止について

老齢厚生年金・退職(共済)年金の受給者の方が、常勤の公務員や民間会社等に勤務し、勤務先で厚生年金保険に加入している場合や国会議員・地方議会議員である場合は、年金の全部または一部が支給停止されることがあります。(以下「在職停止」といいます。)

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が50万円を超えた場合に、下記により年金額が停止になります。



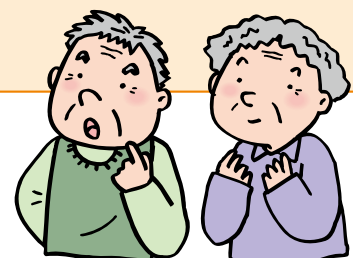
基本月額…老齢厚生年金の月額(加給年金等を除く)

総報酬月額相当額…(その月の標準報酬月額) + (直近1年間の標準賞与額 ÷ 12)

注1 複数の実施機関から年金の支給を受けている方が在職中の場合、すべての老齢厚生年金の合算した金額により計算し、各実施機関の支給額に応じて按分した金額を停止します。

注2 退職共済年金(経過職域加算額)、退職年金(年金払い退職給付)は、常勤の公務員など組合員として再就職した場合は、全額支給停止されます。

注3 上記の50万円は、令和6年度の額であり、変更される場合があります。



## 高額な医療費が見込まれる場合の手続きについて

医療機関等でお支払いされた医療費（注1）が高額になった場合は、所得区分に応じた自己負担限度額を超えた金額が後日（受診月の3か月目以降に）共済組合から高額療養費として組合員の登録口座へ払い戻されます。（申請不要）

ただし、**下記①②のいずれかの方法で、窓口での支払い時点で自己負担限度額までの支払いとなり、最初から負担を抑えることが可能です。**（①②の方法を取らなくても上述のとおり高額療養費が自動給付されるため、最終的な自己負担は変わりません。）

（注1）保険診療外（差額ベッド代等）の費用や入院時の食事代等は対象外になります。

### 方法① マイナ保険証を利用する

マイナ保険証を提示することで窓口での負担額が自己負担限度額までになります。

医療機関等がオンライン資格確認に対応していない場合や、住民税非課税の方（注2）が入院時の食事代の減額を受けようとする場合は、下記の方法②のお手続きが必要です。

### 方法② 限度額適用認定証等を利用する

組合員の所属所を通じて、共済組合へ以下の書類をご提出ください。

共済組合が交付した「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関等に提示することで、窓口での負担額が自己負担限度額までになります。（有効期間は申請のあった日（＝所属所の受付日）の属する月の初日から最長1年です。）



#### (1) 診療対象者が70歳未満の場合

|                                                  |                                                                                        |
|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 下記に該当しない方                                        | 「限度額適用認定申請書（注4）」                                                                       |
| 組合員が <b>住民税非課税</b> （注3）で、<br>組合員の標準報酬月額が53万円未満の方 | 「限度額適用・標準負担額減額認定申請書（注4）」<br>「市区町村民税非課税証明書」<br>（診療月が4月～7月の場合は前年度のもの、8月～翌年3月の場合は当年度のもの。） |

#### (2) 診療対象者が70歳以上75歳未満の場合

|                                                  |                                                                                        |
|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 組合員の標準報酬月額が28万円以上<br>83万円未満の方                    | 「限度額適用認定申請書（注4）」                                                                       |
| 組合員が <b>住民税非課税</b> （注3）で、<br>組合員の標準報酬月額が28万円未満の方 | 「限度額適用・標準負担額減額認定申請書（注4）」<br>「市区町村民税非課税証明書」<br>（診療月が4月～7月の場合は前年度のもの、8月～翌年3月の場合は当年度のもの。） |
| 上記のいずれにも該当しない方                                   | 申請手続きは不要です。<br>「高齢受給者証」を医療機関等の窓口に提示してください。                                             |

（注2）診療対象月に組合員が**住民税非課税**（注3）の場合は、「限度額適用認定証」同様に窓口での負担額が自己負担限度額までとなるほか、入院時の食事代が通常よりも減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が可能です。

（注3）過去2年以内に組合員が**育児休業等（無給休職）**を取得している、または新規採用等で新たに組合員資格を取得した場合は、住民税が非課税の可能性あります。

（注4）申請書の様式は、公立学校共済組合愛媛支部ホームページよりダウンロードできます。

【愛媛支部トップページ → 手続きナビ → 治療を受ける際の手続き → 高額療養費の限度額適用認定証等の手続き】

<https://www.kouritu.or.jp/ehime/tetsuduki/chiryo/gendogaku/index.html>



## 被扶養者の認定と取消

毎年、「組合員証等調査表」として、組合員・被扶養者の登録情報及び被扶養者の生計維持状況の調査を行っています。今年度も調査にご協力いただきありがとうございました。

今回の調査においても遡って取り消す事例が見受けられました。

被扶養者取消申告が遅れますと、それまでに当共済組合が給付した給付金（医療費の7割）等を返還していただくなど、多大な負担が生じることもあります。

**被扶養者の就労条件や収入等をご確認いただき、雇用契約書や毎月の給料明細等を保管してください。**

### 《被扶養者とは》

組合員が『主として扶養している』3親等内親族等で、一定の認定要件があります。

#### 国内居住要件について

地方公務員等共済組合法の一部改正により、令和2年4月1日より、被扶養者の要件に国内居住要件が追加されました。

被扶養者は、住所（住民票）が日本国内であることが必要です。ただし、**住民票上の住所が日本国内であっても、海外で就労するなど、生活の拠点が海外で、明らかに日本での居住実態がない場合は、被扶養者には該当しません。**

住民票上の住所が日本国内にない場合は、原則として取消となりますが、海外派遣組合員に同行する者、就労目的以外で一時的に渡航する者等、国内居住要件の例外がありますので、詳細は医療・年金グループへ照会してください。

#### こんなときは取消です！

子が就労目的で海外へ渡航したが、就職先が見つからず、無職無収入状態。仕送りをし、生計を維持している。

⇒渡航目的が就労のため、渡航日で取消です。

#### 所得限度額について

被扶養者の所得限度額は、向こう1年間の収入の合計で130万円未満ですが、次の①又は②の場合は、年額で180万円未満となります。

①障害を事由とする公的年金の受給要件に該当する障害程度である場合

②60歳以上である場合

所得の推計に年度や年の区切りはありません。

パート・アルバイト等も雇用条件書等で所得の推計をしますが、収入が変動する場合は収入の実績（※1）で所得超過がないことを確認します。

（※1）直近過去12か月で所得限度額を、直近過去3か月連続で月額限度額（所得限度額÷12）を超過していないこと。

なお、令和5年10月20日以降で、勤務先の一時的な事情（昇給や勤務条件の変更を除く。）により収入が増加し、事業主の証明書で確認できる場合は、一時的な収入変動として取り扱います。

#### こんなときは取消です！

子が雇用期間4か月の短期のアルバイトを始めた。労働条件上、1か月あたり20万円程度の収入が見込まれる。

⇒雇用期間が3か月を超え、労働条件上、当初から月額限度額を超過することが見込まれるため、雇用開始日で取消です。

#### 所得税法上とは異なり、非課税所得も含みます

給料、報酬、諸手当、非課税所得、事業等所得、資産運用収入（収益、配当、分配金等）、各種給付金、公的年金（老齢、障害、遺族）、個人年金、財形年金、司法修習生の修習資金、研究奨励金等

【事業等所得】

必要経費の控除は所得税法上とは異なりますので、確定申告時の書類で判定します。

事業等収入総額から控除できる経費（※2）を差し引いて130万円以上となる場合は、医療・年金グループへご連絡ください。

（※2）控除できる経費例：売上原価、給料賃金、地代家賃（事業専用の場合のみ。以下同じ。）、修繕費。

控除可能な必要経費の詳細は医療・年金グループへご確認ください。

【資産運用（株・投資信託等）収入】

1月から12月の1年間の取引結果（年間取引報告書等）で判定します。

所得税法上とは異なり、繰越損失は控除できず、分配金はすべての額を含みます。

#### こんなときは取消です！

夫（61歳）は、個人年金50万円と、不動産収入200万円があり、不動産収入の経費としては、減価償却費が60万円、修繕費が30万円ある。

⇒減価償却費は認定上は控除できないので、控除できる額は修繕費の30万円です。所得超過のため、確定申告日で取消です。



### 子の扶養：夫婦の収入を比較してください

子を扶養する場合、組合員の配偶者が被扶養者でない場合は、『夫婦共同扶養』となります。

毎年、夫婦の年間収入（過去の収入、現時点での収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの）を比較し、高い方の1割を超える差がある場合は、収入の高い方が主たる扶養者となります。

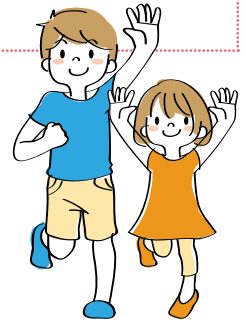
夫婦の年間収入は、被扶養者認定時だけでなく、源泉徴収票の交付時や収入状況が変わった時など、その都度、比較確認をしてください。

#### こんなときは取消です！

夫婦共働きで子ども2人は私（組合員）の被扶養者。源泉徴収票で夫婦の収入を比較すると、配偶者の方が多く1割を超える差があり、今後も夫婦の収入は前年と同程度で配偶者の方が多い見込み。

⇒夫婦の年間収入が逆転した場合は、配偶者へ扶養替えする必要があるため、速やかに医療・年金グループへご連絡ください。

配偶者の保険者等が認定することを確認してから取消することとなります。



### 別居の場合：生計維持条件（送金額）を確認してください

被扶養者が組合員と別居している場合は、次の送金額等を満たしたうえで、実生活上で組合員が主として生計維持（被扶養者の生活費等の主要部分を組合員が負担）しているか確認してください。

- ①組合員からの仕送り等 $\geq$ （被扶養者の収入+組合員と他者からの仕送り等）の3分の1
- ②組合員からの仕送り等>他者からの仕送り等

#### こんなときは取消です！

別居の母のパート収入が月6万円ほどだったが、2か月前から、月9万円ほどに増えていた。仕送り額は毎月4万円。

⇒組合員の負担額が条件を満たさなくなっています。不規則の送金や物資での援助等、総合的に勘案したうえで条件を満たさなければ取消です。

被扶養者の収入が所得限度額未満であっても、送金額が不足すれば取消となります。

### 被用者保険の被保険者は被扶養者には該当しません

被扶養者の方が勤務先で被用者保険の資格がある（健康保険証がある）場合、収入が所得限度額未満であっても被扶養者にはなれません。

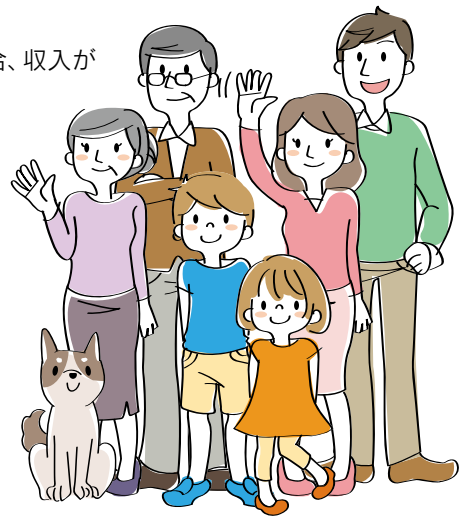
#### こんなときは取消です！

妻はパート勤務で、収入は9万円ほどだが、勤務先で健康保険証ができた。

⇒健康保険の被保険者資格を取得したため、健康保険証の資格取得日で取消です。

### 《新たに被扶養者の認定を届出するには》

ご家族が新たに被扶養者として認定が必要となった場合は、速やかに所属所へ申し出て、必要書類を所属所へ提出してください。



#### 届出期限と認定日について

被扶養者の認定要件を備えた場合は、認定要件を備えた日から30日以内に届出をすることとなっています。

○30日とは…認定要件を備えた翌日から30日です。

○届出とは…被扶養者認定申告書及び必要書類を所属所へ提出することです。

認定要件を備えた翌日から30日以内に届出された場合は、認定要件を備えた日に遡及して認定できますが、**30日を超えて届出された場合は、届出日（所属所受付日）からの認定**です。

なお、**雇用保険関係書類は、後日提出可**としています。

#### こんなときは認定を！

子が退職し、雇用保険は受給開始まで3か月ほどある。健康保険の任意継続はしていない。別居しているが、退職前に仕送り（月6万円ほど）を始めた。

⇒健康保険の資格を喪失し、退職前に仕送りによる生計維持関係があるため、健康保険の資格喪失日（退職日の翌日）で認定できます。

なお、別居で送金していない場合は、生計維持関係がないため認定できません。

また、認定後に雇用保険（日額3,612円以上）を受給した場合は、雇用保険の支給期間の初日で取消となります。



## 8月に開催したセミナーの様子をお知らせします！

### 介護講座

8月2日(金) 会場:にぎたつ会館 参加:36人 講師:四国中央病院 リハビリテーション科 総括主任理学療法士 鈴木 誠 氏

自宅での介護等における移動介助方法の実技、解説を行った。講演のあと、2人ペアになり実際に移動介助の実技を行った。

毎年楽しみに  
している  
また参加したい

昨年も受講した  
復習ができた



実践に役立つ  
内容だった

とても分かりやすく  
実技を体験できて  
よかった

### ウェルネス合宿

8月3日(土)~8月4日(日) 会場:にぎたつ会館 参加:22人 企画・運営:株式会社 アス

1泊2日(夕食・朝食付き)の体験型合宿。運動・栄養・リラクゼーション等の専門家による健康増進プログラムを実施した。夕食は、にぎたつ会館料理長考案の「ヘルシー会席料理」を提供した。

合宿だとゆっくり  
リラックス  
できてよい

健康を見つめなおす  
いい機会になった



夜ごはんが  
おいしかった

色々な  
インストラクターから  
学べ新鮮だった

### ウェルネスフェスタ

8月18日(日) 会場:にぎたつ会館 来場者:46人 講師:株式会社 みずほプロダクション(坊っちゃん劇場)、  
心理カウンセラー 中元 日芽香 氏、人間環境大学総合心理学部総合心理学科 学科長 伊藤 義徳 氏他

メンタルヘルスの専門家による講座やイベントを開催した。[一部参考]「レジリエンス・イマーシブシアター(レジリエンス※について考える体験型お芝居)」、「心理検査」、「アロマヘッドスパ」等

※レジリエンスとは、困難や逆境に対して、柔軟かつ効果的に適応し、回復する力のこと。

今までにない  
体験型の企画で  
おもしろい

授業のヒントになった  
生徒たちにも  
参加させたい



話がわかりやすく  
やさしい口調で  
癒された

具体的なアイデアも  
紹介され日常生活に  
活かしていきたい

レジリエンス・イマーシブシアターは、児童生徒むけの学校招待企画としてにぎたつ会館において定期的に開催します。(別添リーフレット参照) お問い合わせはにぎたつ会館(089-941-3939)まで!

### メンタルヘルスセミナー(瞑想体験講座)

8月20日(火) 会場:にぎたつ会館 参加:23人 講師:人間環境大学総合心理学部総合心理学科 学科長 伊藤 義徳 氏

マインドフルネス※の定義、効果等について講演を行った。講演のあと、マインドフルネス瞑想法の基本から正しい実践方法を体験した。

※マインドフルネスとは、今、この瞬間の体験に意図的に意識を向け、評価をせずにとらわれない状態でただ観(み)ること。

セルフ  
コンパッションを  
意識して生活したい

雑念が多くて  
自分に目を向ける  
ことが難しい



ゆったりと自分を  
見つめ直すことが  
できた

次回のサイレント  
リトリートも  
楽しみにしている

### ○健康メンタル出前講座のご案内(申請期間:令和6年7月1日から令和7年2月28日まで)

所属所や教育関係の各種部会等が組合員の健康づくりのために開催する研修会に講師を派遣する。講師にかかる費用は無料。会場費等は主催者が負担する。派遣する講師及び講座内容については、愛媛支部ホームページでご確認ください。

愛媛支部ホームページ:

<https://www.kouritu.or.jp/ehime/kousei/seminar/kennkoumenntarudemakouza/index.html>



## 定期的に健康診断を受けましょう

健康診断は、ご自身の健康状態を確認するのに絶好の機会です。自覚症状があらわれにくい生活習慣病を早期に発見し、早期の治療に繋げるためにも健康診断の結果を確認しましょう。

なお、諸事情により職場における健康診断を、今年度に受けることが出来なかった方は、希望により特定健康診査を受診することができます。受診を希望される方は申出書を愛媛支部までご提出いただくと、特定健康診査受診券を送付しますので、実施機関で受診して下さい。

費用は**無料**です。

申出書：愛媛支部 HP→特定健康診査・特定保健指導の手続き→特定健康診査等について



## 「特定保健指導」の対象となった方へ

今年度の特定健康診査（定期健康診断や人間ドック等）の健診結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる方に対して、専門職（保健師、管理栄養士等）が生活習慣改善のサポートをします。

対象の方にはSOMPOヘルスサポートから所属所訪問、遠隔面談による初回指導の案内がありますので、特定保健指導を受けてください。



※医療機関等でも特定保健指導を受けることができます。その場合は利用券が必要になりますので、当支部総務健康グループまでご連絡ください。

実施機関：愛媛支部HP→特定健康診査・特定保健指導の手続き→愛媛県内の特定健康診査・特定保健指導の実施機関について



## 教職員厚生室からのお知らせ

使っていますか？

### メンタルヘルスさくらさん

24H 対応 AI

(チャットイメージ)

最近、疲れているのによく眠れないので悩んでいます。どうしたらいいでしょうか。

ストレスは睡眠の質に影響を与えることがあります。リラックスの方法を一緒に考えましょうか。

何かおすすめの方法はありますか。

スマホや PC から、いつでもどこでも気軽にメンタルケア(AI さくらさんとのチャットや簡易ストレス診断など)ができるシステムを8月から新たに導入しました。

#### 対 象

愛媛県教育委員会事務局、県立学校、県内市町(組合)立小・中学校に在籍する教職員(会計年度任用職員を除く)

#### 利用者の声

- AIの対応は、冷たい、無機質なものかと思っていたが、悩みに対して具体的な解決策を提案してくれるなど、想像していたよりもよいと思う。
- 感情を記録することで「気持ちの整理」ができるのでよいと思う。



簡単ログイン

1

右の QR コードからシステムにアクセス

2

所属から配付された ID とパスワードを使ってログインします

3

メールアドレスと任意のパスワードを設定  
※次回から上記でアクセスできます

完了



問合せ先 愛媛県教育委員会 教職員厚生室 ☎ 089-912-1000 (内線 5845)

組合員の皆様にはご支援、ご協力を賜り、職員一同心より感謝申し上げます。

# 忘年会

やってきました!

会席料理6,000円  
+ 飲み放題2,000円

↓  
会食利用補助  
(2,000円)  
ご利用で  
ご負担額

**6,000円**



※写真はイメージです。

上記の会席料理+飲み放題をお申し込みいただくと

**生ビールサーバーまたはワインサーバーサービス!!**

生ビールサーバー+ワインサーバーの場合は500円プラス

今年1年の感謝を込めて...

## 「とくとくプラン」ー泊朝食付き

6,000円 宿泊補助(3,000円) ご利用で⇒ **3,000円**

中予にお勤めの方は2日前より、東予・南予にお勤めの方は1ヶ月前より御予約承ります。但し、土曜・祝前日は、プラス1,000円でお勤め先に関係なく、2日前からの御予約受付となります。 ※当日宿泊利用補助券・組合員証をご持参ください。

## 冬季限定プランのご案内

冬

### すき焼き鍋付きプラン

2024.11/1~2025.2/28

(12/31~1/4除く)

1泊2食付き **15,800円**

↓  
宿泊・会食利用補助  
ご利用で

**10,800円**

冬休みはにぎたつ会館で!



※写真はイメージです。



やすらぎの宿  
イメージキャラクター「旅ニャン」

令和6年10月1日 **ホームページが新しくなりました!**  
にぎたつ会館HP <https://nigitatsu.jp>



公立学校共済組合道後宿泊所

**にぎたつ会館**

〒790-0858 松山市道後姫塚118-2

**おかげさまで45周年** ~おもてなしの心をこれからも~

**TEL:089-941-3939**

FAX: 089-932-8370

E-mail: [nigitatsu@islands.ne.jp](mailto:nigitatsu@islands.ne.jp)

皆様のご来館を職員一同、心よりお待ちしております。